

法科大学院教育を担う教員（研究者）の養成・確保について 論点（案）

<総論>

- 法科大学院教育の継続性、発展性の観点から、法科大学院教育を担う教員（研究者）の養成・確保は重要であるが、現在、どのような状況にあり、各大学院においてどのような取組が行われているか。また、何らかの課題が見られる場合には、これに対応するための方策としてどのようなものが考えられるか。

<各論>

- 高度専門職業人の養成を目的とし、理論と実務を架橋する高度な教育を行う法科大学院において、学生の多様なキャリアパスの実現に応える一方策として、教員（研究者）の養成に関する取組を行うことの意義について、法学研究科の修士課程・博士前期課程との役割分担も踏まえ、どのように考えることが適当か。
- 上記の意義の下、法科大学院のカリキュラムにおいて、学生に法学研究者への関心を喚起するとともに、研究者としての素養・適性・能力を見出すために、どのような取組・工夫（ex,科目配置や指導体制等）が考えられるか。
- 法科大学院において、より効果的・効率的に取組を進めていくことを目的として、複数の法科大学院間や法学研究科（他大学も含む。）の修士課程・博士前期課程と、どのような連携の可能性が考えられるか。また、博士後期課程との円滑な接続のために、どのような方策が考えられるか。
- 法科大学院修了後、一定期間の実務経験を経る中で、法学研究者や法科大学院の教員への関心を抱いた者等に対し、博士後期課程への進学を後押しするために、入学者選抜、経済的支援等の面において、どのような取組・工夫が考えられるか。